

令和5年度の保険料のお知らせ

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

保険料額決定通知書は
お住まいの市(区)町村から
7月中旬に送付します

★令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間の保険料額となります。
★年度の途中で新たに被保険者になったとき、または年度の途中で被保険者でなくなったときは、月割りで計算します。

保険料率は
令和4年度と変更ありません

★保険料を決める基準である保険料率(「均等割額」と「所得割率」)は2年ごとに
見直され、千葉県内で均一です。
★保険料は個人単位で決定します。

年間保険料額
(限度額66万円)

=

均等割額

1人当たり 43,400円

+

所得割額

賦課のもととなる所得金額※×8.39%

被保険者全員が均等に負担します

被保険者の前年の所得に応じて負担します

※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額43万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

保険料の軽減措置が
一部変更になります

★後期高齢者医療制度では、保険料の軽減措置があります。
★令和5年度は、均等割5割軽減および2割軽減の対象世帯の軽減判定
所得基準が拡大されます。

◎軽減判定所得基準

令和4年度

軽減割合	軽減判定所得※1基準
5割軽減	43万円+(28.5万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)※2
2割軽減	43万円+(52万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)※2



令和5年度

軽減割合	軽減判定所得※1基準
5割軽減	43万円+(29万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)※2
2割軽減	43万円+(53.5万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)※2

◎令和5年度軽減判定所得基準

軽減判定所得※1基準 (世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計)	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円 +10万円×(給与・年金所得者の数-1)※2以下の場合	7割軽減	13,020円/年
43万円+(29万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)※2以下の場合	5割軽減	21,700円/年
43万円+(53.5万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)※2以下の場合	2割軽減	34,720円/年

- ※1 ●均等割額の軽減判定における総所得金額等は、退職所得を含みません。
●専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。
●65歳以上(1月1日時点)の公的年金受給者は、公的年金等に係る雑所得の金額から特別控除額15万円を差し引いた額で軽減判定します。
●軽減判定の基準日は毎年4月1日です。(年度途中で新たに被保険者となった場合は、その日となります。)
- ※2 世帯内の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかに該当する者が2人以上いる場合には、その人数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加えます。
①給与収入(専従者給与を除く)が55万円を超える。
②65歳以上(前年の12月31日現在)で公的年金収入(特別控除額15万円を差し引いた額)が110万円を超える。
③65歳未満(前年の12月31日現在)で公的年金収入が60万円を超える。

軽減の申請手続きは不要です

軽減判定の対象となるかたの所得情報が無い場合には、
所得の申告が必要となる場合があります。

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります

医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを
顔認証付きカードリーダーにかざすだけ!

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。

●現在の健康保険証でも受診できます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、
事前に申込が必要です。



健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間 (年末年始を除く)

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分